

令和3年度佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
二次募集提案募集要領

佐賀市では、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営状況からの回復を図るため、デジタル技術等の新たな技術を用いて、新しい生活様式に対応した商品・サービスの開発、販売及び業務の管理などの事業活動を行うことにより、生産性の向上に積極的に取り組む中小企業者・小規企業者（以下「中小企業者等」という。）の取り組みを支援することにより、地域経済の早期活性化に資することを目的としています。

つきましては、次のとおり企画提案を募集します。

第1 補助内容に関する事項

1 補助対象事業

(1) 実施内容

中小企業者が行うデジタル技術等の新たな技術を活用した生産性向上に資する取組に関する事業

(2) 補助金額

上限400万円

(3) 補助事業数

4件程度（予算の範囲内）

(4) 補助率

4分の3以内（伝統的地場産品産地事業者は5分の4以内）

(5) 補助対象事業として想定している事例

最新テクノロジーを活用した非対面ビジネスの構築

- ・オンラインシステム等を活用した遠隔での顧客支援や現場支援
- ・AR・VR・MRを活用したヴァーチャルでの販路拡大事業
- ・AI-OCR等のデジタルシステム等による社内業務効率化
- ・映像技術を活用した非対面プロモーション など

2 補助対象経費

(1) 報償費

(2) 旅費（費用弁償）

(3) 備品購入費

(4) 使用料及び賃借料

(5) 委託料

(6) その他市長が必要と認める経費

[補助対象外経費]

- (1) 補助金交付決定日以前に発注、購入、契約等を行った経費
- (2) 補助事業期間中に支払いが終了していない経費
- (3) 施設の建設、不動産取得に関する経費
- (4) 事業遂行中に発生した事故・災害等の処理のための経費
- (5) 人件費等の組織運営のための経費
- (6) 事業実施に関係のない旅費等
- (7) 補助事業者が負担する経費振込手数料
- (8) 収入印紙等購入費
- (9) 特許取得等に係る経費
- (10) 補助事業に直接関わらない事務的経費
- (11) 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (12) 各種保険料に係る経費
- (13) 飲食、接待等に係る経費
- (14) 消費税額及び地方消費税額（免税事業者等を除く）
- (15) 領収書等金額が確認できない経費
※領収書はすべて申請者の名義であること
- (16) 事業計画書、収支予算書、収支決算書、その他書類作成に係る経費
- (17) 一般的な合理性を欠いた高額取引により生じた経費
- (18) その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断されるもの

第2 応募に関する事項

1 応募資格

- (1) 市内に本店を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 市税の滞納がないこと

2 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

- (1) 令和2年度佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進事業の採択を受けた者
- (2) 国立大学法人、地方独立行政法人その他の法人税法第2条第5号に規定する公共法人
- (3) 店舗型性風俗特殊営業その他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者及び店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一

部を行う者その他の同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(4) 政治団体

(5) 宗教上の組織又は団体

(6) 団体又は団体の役員等が、次の各号のいずれかに該当すること、又は次の各号に掲げる者が、団体の経営に実質的に関与していること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 申請書類の提出

補助事業の選定を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、事業提案書を作成するときは、佐賀市生産性向上推進支援室の支援及び助言を受けなければならない。

(1) 事業提案書（様式第1号）

[添付書類]※

ア 実施計画書（実施要領様式第1号）

イ 収支予算書（実施要領様式第2号）

ウ 誓約書（実施要領様式第3号）

エ 法人等の登記事項証明書の写し（個人事業主の場合は確定申告書の写し）

オ 市税に滞納がないことの証明

カ 導入経緯に係る見積書、仕様書

キ 市内事業者への発注が困難な場合、その理由書（実施要領様式第7号）

注1 その他、必要な書類がある場合は、個別に提出を求めることがある。

注2 申請に伴う個人情報、佐賀市個人情報保護条例に基づいて適切に管理し、当事業に関する事務にのみ使用し、それ以外の目的では使用しない。

注3 必要経費を算出するときは、見積合わせ等による価格競争を行うなど、経費節減に努めること。

注4 補助対象経費は、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費

税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)を除くものとする。

(2) 作成に係る相談

佐賀市生産性向上推進支援室

〒840-0801 佐賀市駅前中央一丁目8番32号インキュベートルーム502号

電話 0952-37-1319 URL <https://saga-seisan.com/>

(3) 提出方法

ア 提出期間

令和3年9月1日(水)から令和3年10月8日(金)17時まで

イ 提出場所

佐賀市経済部工業振興課工業振興係

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

電話 0952-40-7101 F A X 0952-40-7399

ウ 提出方法

事業提案書は、郵送するか、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時までに上記(イ)の提出場所へ持参すること。郵送の場合は、提出期限(令和3年10月8日)の17時必着とする。

注1 電子メール及びF A Xでの提出並びに期限を過ぎての提出は受け付けない。

注2 提出された書類については返却しないものとする。

第3 事業の選定

1 選定方法

(1) 審査会

事業の選定は、審査会での審査を踏まえ行う。この場合において、必要に応じてヒアリングを行うこととする。

(2) 開催日時

令和3年11月上旬予定

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査会の開催日から概ね1週間前後を目途として審査結果通知書(様式2号)により通知する。ただし、選定可否のみを通知し、具体的な審査内容は非公開とする。

(4) 留意事項

ア 複数の応募があった場合、審査結果に基づき、総合点数の高い提案から予算

の範囲内において選定する。

イ 応募において審査結果（総合点数等）が著しく低い場合は、対象事業を選定しない場合がある。

ウ 審査結果に係る異議申立は一切受け付けない。

2 審査基準

評価項目	審査の視点	配点
目的 妥当性	・目的が本補助事業の趣旨に沿ったものになっているか。 ・デジタル技術の活用が十分になされているか。	10
	・生産性の向上に寄与する内容か。 ・単年ではなく、今後も生産性の向上が見込まれるか。	10
	・顧客ニーズに合い、売上高の向上が見込まれるか。 ・既存顧客に留まらず、新規顧客の獲得に貢献するか。 ・業務効率化により、コスト削減や生産性向上が見込まれるか。	10
実行性	・成果目標が妥当且つ実現可能なものになっているか。	10
	・具体的な目標となっているか。（数値化されているか）	10
	・具体的な実施内容が、取組目的に沿ったものになっているか。	10
革新性	・販売促進、経営、業務方法にかかる革新性があるか。	30
	・技術的革新性があるか。	10

3 事業選定後の手続き

(1) 補助金等交付決定の通知

選考の結果、採択された団体は速やかに交付申請を行うこと。補助金等交付申請書の提出後、審査し、適正であれば、補助事業者等に、補助金交付決定通知書をもって通知する。

(2) 補助事業等の実施

補助金等交付決定後、補助事業等を適切に実施すること。

(3) 事業内容等の変更

補助金等交付決定後、補助事業等の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市と協議しなければならない。変更内容等によっては、補助事業者等は補助事業等変更申請書を提出し、市から承認を受けなければならない。

(4) 実績報告及び証拠書類の提出

事業終了後30日以内又は令和4年2月末日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書を提出すること。

また、支出の金額、内容等が確認できる領収書等の証拠書類の写しを提出すること。写しを提出するときは、原本を確認するので持参すること。

(5) 補助金交付確定の通知

補助事業等実績報告書の提出がなされた場合は、審査し、適正と認める場合は、市は、補助金等確定通知書をもって通知する。

(6) 補助金等の交付

補助金等確定通知の後、補助金等交付請求書を提出すること。その後、当該請求書に基づき、補助金を指定口座に支払う。

(7) 補助金交付の取り消し、返還

交付要綱又は募集要領に規定する条件への違反等があった場合、交付決定を取り消し、全部又は一部の返還を命じる場合がある。

様式第1号

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
事業提案書

令和 年 月 日

(宛先) 佐賀市長

申請者 住所
事業所名
代表者氏名 ⑩

令和3年度佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業提案募集要領に基づき、関係書類を添えて事業提案書を提出します。

年 度	令和 3 年度
補助事業等の目的及び内容	
補助事業等の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補 助 事 業 等 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	事業計画書、収支予算書、誓約書、 法人等の登記事項証明書等の写し、 市税に滞納がないことの証明、 見積書、導入物品等の仕様が分かる書類

※完了予定年月日は、事業に係る費用の支払を完了する日以降とする。

佐市工第 号
年 月 日

佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業
審査結果通知書

様

佐賀市長



年 月 日付けで提出があった事業提案について、次のとおり決定したので通知します。つきましては、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業補助金交付要綱第5条に基づき、交付申請書の提出をお願いします。

補助年度	令和 3 年度
補助事業等の目的 及び内容	
審査結果	